

福岡県軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）の規定によるもののほか、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第24条第2項の規定に基づき、同法第15条第5項に定める軽費老人ホーム（以下「施設」という。）に対する事務費補助金（以下「補助金」という。）の交付について定めるものとする。

(補助金の交付基準)

第2条 補助金の交付は、福岡県軽費老人ホーム設置運営要綱の定めるところにより、事務費の一部を減免した施設を運営する者に対して、当該減免した額（算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）の範囲内で行うものとする。ただし、市町村の経営する施設以外の施設を運営する者については、当該減免した額に民間施設給与等改善費を合算した額（算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）の範囲内で行うものとする。

(事務費の範囲)

第3条 補助金の交付の対象となる事務費は、職員の俸給、その他の諸手当、旅費、庁費、被服費、修繕費、嘱託医手当、社会保険事業主負担金及び利用者保健衛生費に充当する経費とする。

(補助金交付の対象としない者)

第4条 次に掲げる者は、補助の対象としないことができるものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている者
- (3) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - イ 暴力団が事業主又は役員に就任している者
 - ロ 暴力団員が実質的に運営している者
 - ハ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - ニ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している者
 - ホ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者
 - ヘ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者

(交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）について、毎年度4月30日までに当該年度分の補助金申請書（様式第1号）に誓約書（様式第1号の2）を添えて、知事に提出しなければならない。なお、年度の中途において新たに施設を開所した者については、開所日後に申請できるものとする。

(補助金交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助対象事業者」という。）が、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第2号）に補助金の交付決定通知の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 知事は、前条の規定による請求書の提出があったときは、その内容を審査し、財政経理上必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

(実績報告)

第9条 補助対象事業者は、翌年度の4月30日までに補助金実績報告書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の補助金実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助対象事業者に通知するものとする。

(備付書類)

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業及び経費の収支に関する状況を明らかにした書類を作成し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておかななければならない。

(補助事業の遂行)

第12条 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により、厚生大臣が別に定める期間を経過するまで知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(財産の保管)

第13条 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的運営を図らなければならない。

(財産の処分)

第14条 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助金の返還)

第15条 補助対象事業者が、交付の条件又は次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (1) 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。
- (2) 補助金及び利用者から徴収した事務費相当額が、第3条に規定する事務費以外の経費に使用されていたとき。
- (3) 第4条に掲げる者に該当したとき。
- (4) 不正に補助金の交付を受けていたとき。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月22日から施行し、改定後の福岡県軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。